

相続された 預貯金の 払戻し

弁護士 篠原 宏二

身内が亡くなり、被相続人の預貯金を銀行で払戻しを受けようとする場合、相続人が複数人いると、その全員の同意が必要でした。しかし、生活費や葬儀費用の支払、相続債務の弁済などの資金需要がある場合にも、一人が反対したりすると、遺産分割が終了するまでの間は、被相続人の預金の払戻しができず、困ってしまふことがあります。

相続人の資金需要に対応することができるよう、預貯金の一定割合については、金額の上限はありますが、家庭裁判所の判断を経なくても、金融機関における支払が受けることができるようになりました。

この改正法は2019年7月1日に施行されます。

そのため、法律が改正され、遺産分割における公平性を図りつつ、

生活に関わるお悩み、気軽ににご相談ください

「くらし支える相談センター」 052-916-7702
平日13時～17時



■ちくさ事務所

名古屋市千種区池下一丁目6番20号チサンマンション池下
306(池下駅から徒歩約5分、東部医療センターから約10分)